

熊本県公報

第12859号
令和元年(2019年)
9月20日(金)
(毎週火・金発行)

目次

告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(竜北町加入区・有明町加入区)…………… (団体支援課) 1
- 物品売払代金の収納の事務委託…………… (森林整備課) 2
- 物品売払代金の収納の事務委託…………… () 2

公 告

- 公共測量の終了…………… (監理課) 2
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 2
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の変更…………… (住宅課) 3
- 土地改良区が定める管理規程の認可…………… (農村計画課) 3
- 土地改良区の定款変更の認可…………… () 3
- 令和元年度(2019年度)職業訓練指導員試験の合格者…………… (労働雇用創生課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… () 3

登 載 依 頼

- 第3回球磨支援学校移転整備に係る検討委員会の開催…………… (特別支援教育課) 4
- 計画段階環境配慮書の一般意見の募集…………… (株式会社エルゴジャパンエナジー) 4

告 示

熊本県告示第329号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和元年(2019年)9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町四丁字堂原836番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堂原836番(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第330号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和元年(2019年)9月20日から令和元年(2019年)10月4日までの間、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和元年(2019年)9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項 の申出をする漁業協 同組合	縦覧場所
------------	------------	-------------------------------	------

竜北町 加入区	八代郡氷川町網道937番地7 赤星 健二 八代郡氷川町網道215番地12 元田 忍 八代郡氷川町網道960番地10 元松 茂光	竜北漁業協同組合	竜北漁業協同組合
有明町 加入区	天草市有明町上津浦1068番地 川田 安次郎 天草市有明町赤崎1768の8番地 黒木 英利 天草市有明町大浦658番地2 松本 仁	有明町漁業協同組合	有明町漁業協同組合

熊本県告示第331号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和元年（2019年）9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
令和元年度（2019年度）県有林整備事業第2号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市東区戸島二丁目3番35号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する期間
契約締結日の翌日から令和2年（2020年）2月17日まで

熊本県告示第332号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和元年（2019年）9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
令和元年度（2019年度）県有林整備事業第3号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市東区戸島二丁目3番35号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する期間
契約締結日の翌日から令和2年（2020年）2月17日まで

公 告

熊本県公告第325号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年（2019年）9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	令和元年（2019年） 7月1日から 令和元年（2019年） 8月30日まで	熊本市北区植木町植木、 滴水、舞尾地域

熊本県公告第326号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年（2019年）9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市立願寺173番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社かずやハウジング
- 3 道路の位置 玉名市山田字高頭1828番5及び里道の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートルから6.72メートルまで
- 5 道路の延長 52.11メートル

6 指定年月日 令和元年(2019年)9月4日
 7 指定番号 熊本県指令北景建第145号

熊本県公告第327号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第41条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称
株式会社サンコーライフサポート
- 2 変更する事項
住宅確保要配慮者居住支援法人の住所
(変更前)福岡県福岡市中央区今川一丁目12番38号
(変更後)合志市須屋250番1
- 3 変更年月日
令和元年(2019年)10月1日

熊本県公告第328号

一の宮町土地改良区から申請のあった土地改良区が定める管理規程については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により令和元年(2019年)9月12日付けで認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年(2019年)9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

管理規程の概要

一の宮町土地改良区が管理する頭首工(豆札川堰、中学校北転倒堰、古城ヶ鼻堰、土井・黒崎堰、浜川2号堰、浜川3号堰、湧沢津、今村川堰、六田堰、土井川堰、中園川堰、河原田堰、神楽田堰、西下原川堰、中原川堰、東岳川堰)の管理に関する規程

熊本県公告第329号

阿蘇市に事務所を置く一の宮町土地改良区理事長から平成31年(2019年)4月15日付けで申請のあった定款の変更については、令和元年(2019年)9月11日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和元年(2019年)9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第330号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により実施した令和元年度(2019年度)職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

令和元年(2019年)9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和元年度(2019年度)職業訓練指導員試験合格者

受験番号	1	2
------	---	---

熊本県公告第331号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字前田1312番4、同1313番2、同1314番2、同1315番2、同1320番1、同1321番1、同1322番1及び水路の一部
4,922.80平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区長嶺南四丁目11番5号
中島 裕司

熊本県公告第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和元年（2019年）9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字曲手字出口546番7、同551番3、同字上部田688番1及び同689番1
3,493.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市旭志川辺1875番地
菊池地域農業協同組合

登 載 依 頼

熊本県教育委員会公告第12号

第3回球磨支援学校移転整備に係る検討委員会を次のとおり開催します。

令和元年（2019年）9月20日

熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課

- 1 開催日時
令和元年（2019年）9月27日（金）
午後1時30分から午後3時30分まで（予定）
- 2 会場
球磨郡多良木町多良木4217
球磨支援学校会議室
- 3 議事
（1）会議の公開・非公開について
（2）敷地全体の利用計画について
（3）球磨支援学校の配置計画について
（4）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻の10分前までに、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入室することができます。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の案件
「3 議事」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準アに該当する場合、一部非公開となることがあります。
- 7 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課施設整備班
電話：096-333-2676

公 告

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第3条の3第1項の規定により作成した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、同法第3条の7の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
令和元年（2019年）9月20日

株式会社エルゴジャパンエナジー 代表取締役 齋藤 稔

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
（1）名称 株式会社エルゴジャパンエナジー
（2）代表者の氏名 代表取締役 齋藤 稔
（3）主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町1-11-28 合人社東京永田町ビル
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
（1）名称 （仮称）西原村風力発電事業
（2）種類 風力発電所設置事業（陸上）
（3）規模 風力発電所の設備の出力：最大50,400kw（計画段階の想定規模）
風力発電機の基数：最大4,200kwを最大12基
- 3 事業実施想定区域の位置
熊本県阿蘇郡西原村
- 4 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
（1）場所
ア 熊本県庁 行政棟本館1階情報プラザ
イ 大津町役場 環境保全課
ウ 西原村役場 1階ロビー

- エ 南阿蘇村役場 環境対策課
- オ 益城町役場 住民保険課環境衛生係
- カ 御船町役場 環境保全課
- キ 山都町役場 企画政策課
- ク 山都町役場 清和支所
- ケ 山都町役場 蘇陽支所

(2) 期間 令和元年(2019年)9月20日(金)から令和元年(2019年)10月21日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 電子縦覧 <https://www.hergojapan.com/news/>

5 意見書の提出

配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。

6 意見書の提出期限及び提出方法その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 令和元年(2019年)10月21日(月)(当日消印有効)

(2) 提出方法 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または問い合わせ先への郵送

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称

ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載すること。)

7 問い合わせ先

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-28 合人社東京永田町ビル4F

株式会社エルゴジャパンエナジー 事業開発部

(担当) 佐藤忠史、マッティア・バリゴッツィ

電話 03-5157-1555